

# クラブ会則

## 第1章 名称ならびに所在地

### 第1条 (名称)

本クラブは「アークヒルズクラブ」(以下「クラブ」といいます。)と称します。

### 第2条 (所在地)

クラブの所在地は、東京都港区赤坂1丁目12番32号アーク森ビル イーストウィング37階とします。

## 第2章 目的および経営主体と組織

### 第3条 (目的)

クラブは、会員相互の公私にわたる国際交流の場として、それにふさわしい施設と様々なクラブ主催の文化イベント・プロモーションを会員に提供することを目的とします。

### 第4条 (経営主体と組織)

クラブの施設およびこれに付帯する一切のものは、株式会社森ビルホスピタリティコーポレーション(以下「クラブ経営者」といいます。)が所有し、クラブ経営者はクラブの経営、組織運営その他の本クラブ会則(以下「本会則」といいます。)に基づきクラブが行うとされているすべての事項を執行するためのマネージャー(個人または会社を含みます。以下「マネージャー」といいます。)を指名いたします。また、クラブ経営者およびマネージャーは、理事会ならびに入会審査委員会または必要に応じたその他の委員会を、その諮問機関として置くことができます。

## 第3章 クラブ規則と諸規定

### 第5条 (クラブ規則)

第1項 クラブ経営者は、クラブのすべての会員または入会申請者がクラブを利用し、またクラブに入会するうえで守るべき規則として、本会則、一般規定およびクラブ利用規則(以下、これらを総称して「クラブ規則」といいます。)を定め、適宜変更します。

第2項 クラブ経営者は、上記の他にも必要に応じて諸々の規定または規則(これらの規定または規則を「諸規定」といいます。)を定め、適宜変更することができます。

第3項 クラブ経営者は、クラブ規則または諸規定を定めたとき、またはこれを変更したときは、クラブを通じ会員に通知するものとします。

## 第4章 会員権

### 第6条 (会員資格)

第1項 会員とは、年齢満30歳以上の個人または日本で登記された法人、日本法上の組合または権利の能力なき社団(以下「法人」といいます。)で、現会員の招聘に基づき、一般規定に定める入会手続きを完了した方をいいます。

第2項 クラブの入会に関する審査は、入会申請者の資質、社会的な評価ならびに経済面での安定性等がその対象となり、個人あるいは法人が指名する個人の場合はその人柄、法人の場合は社風等がそれに加わります。入会の申込みに関してはクラブ理事会(以下「理事会」といいます。)がその最終承認を行います。その認否を決定する際は会員としてのクラブに対する継続的貢献に関する将来性とその可能性が考慮されます。

第3項 クラブの会員の種類は当面下記の通りとします。

- ① 個人会員
- ② 法人会員
- ③ 終身会員
- ④ 名誉会員
- ⑤ 外交官会員

第4項 前項の各会員の種類は次の定義をもって定めます。

#### ① 個人会員

個人会員は、年齢満30歳以上の個人を対象とし、当該個人が会員資格を有します。個人会員とその配偶者には、クラブ規則ならびに諸規定の定めるところにより、クラブを自由に利用する権利があります。

#### ② 法人会員

法人会員は、法人を対象とし、当該法人がその会員資格を有します。法人会員には、その法人に所属する年齢満30歳以上の個人1名を指名会員(以下「指名会員」といいます。)として指名していただきます。指名会員とその配偶者には、クラブ規則ならびに諸規定の定めるところにより、クラブを自由に利用する権利があります。なお、法人会員は、いつでも一般規定に定める承認手続きを経て指名変更手数料を支払うことにより、その指名した個人を変更することができます。

#### ③ 終身会員

終身会員は、年齢満60歳以上の個人を対象とし、当該個人が会員資格を有します。終身会員とその配偶者には、クラブ規則ならびに諸規定の定めるところにより、クラブを自由に利用する権利があります。終身会員から他の会員種類への移行は認められません。

※募集は終了しております。

#### ④ 名誉会員

名誉会員は、年齢満30歳以上の個人を対象とし、一般社会ならびに国際社会においてその貢献が広く認められている個人を、クラブが適宜クラブの振興を目的として、独自に招聘する会員です。名誉会員とその配偶者には、クラブ規則ならびに諸規定の定めるところにより、クラブを自由に利用する権利があります。

#### ⑤ 外交官会員

外交官会員は、年齢満30歳以上の日本に在住する各国の大使個人を対象とし、クラブがクラブの国際親睦ならびに交流を目的とし、独自に招聘する会員です。外交官会員とその配偶者には、クラブ規則ならびに諸規定の定めるところにより、クラブを自由に利用する権利があります。

第5項 クラブ経営者は上記以外の種類の会員資格を設けることができます。また、クラブ経営者は、現在および将来の各会員資格の数およびその内容ならびに条件を決定することができるものとします。

## 第7条 (会員の権利と義務)

第1項 会員は、クラブ会則および諸規定に従ってクラブの施設および付随するサービスを利用することができます。

第2項 クラブの会員資格は、会員に対してクラブの施設および付随するサービスの利用を認めるだけであり、クラブの施設その他の有形または無形の財産に対し、いかなる権利も設定するものではありません。

第3項 会員は、クラブの健全な発展および会員相互の親睦に貢献する義務を負います。

第4項 会員は、一般規定に従ってクラブの定めた年会費を納付する義務を負います。

第5項 会員は、クラブ会則および諸規定を遵守し、これらに定める会員の義務を履行する義務を負います。

第6項 会員(法人会員ではその指名会員)の戸籍上の配偶者又は外国の公的な制度で配偶者と認められた者(いずれも30歳以上の個人)は、会員と同様にクラブ規則および諸規定に従ってクラブ施設および付随するサービスを利用することができます。

## 第8条 (会員資格承認の申請と入会手続)

第1項 会員資格の承認を申請するには、一般規定に定められた手続きに従い、入会審査を受けなければなりません。なお、法人会員については、法人の入会審査のほか、指名会員についても入会審査を受けなければなりません。

第2項 暴力団その他反社会的勢力もしくはその関係者(以下「反社会的勢力等」といいます。)は、クラブへの入会が認められません。

第3項 会員資格の承認申請があった場合、入会審査委員会が、クラブ経営者が定めた手続きに沿って入会申請者（以下「申請者」といいます。）の入会審査を行い、理事会がその最終承認を行います。入会審査委員会および理事会は、その裁量により申請者の入会を承認し、または不承認とすることができます。承認しない場合には、その理由を示さないものとします。この場合、不承認とされた申請者は、不服等を申し立てることはできません。

第4項 入会を承認された申請者は、理事会の最終承認を得た後、一般規定に定められた入会金および入会預託金ならびに当該年度の年会費を支払う必要があります。

第5項 申請者は、クラブによる入会承認後、入会に必要な一切の入金がクラブにて確認され、かつ入会に関わるパッケージ一式をクラブから受領した時点で、会員として正式にクラブに入会したものと認められます。以降は、クラブ規則および諸規定の定めるところに従い、会員としてクラブの利用およびすべての権利を享受することができます。

#### 第9条（入会金・入会預託金）

第1項 前条第4項により支払われた入会預託金は、本会則および一般規定に従い、退会時に返還されますが、入会金および年会費は、その後の退会の時期、理由等にかかわらず一切返還されません。

第2項 入会預託金には一切の利息を付しません。

#### 第10条（預託金預り書（会員登録証））

第1項 会員には預託金預り書（会員登録証）がクラブから交付されます。

第2項 預託金預り書（会員登録証）には、会員名、その会員資格の種類と入会日、その会員が支払った入会預託金の額を必ず記載することとします。会員が預託金預り書（会員登録証）を紛失した場合は、一般規定に定める手続きにより再発行いたします。

第3項 預託金預り書（会員登録証）は、それをもって入会預託金の預かり証書といたします。

第4項 会員は、次の場合は預託金預り書（会員登録証）をクラブに返却しなければなりません。

- (1) 入会預託金の返還を請求する場合
- (2) 会員資格の譲渡を申請する場合
- (3) 上記以外で、クラブが預託金預り書（会員登録証）の返却を求めた場合

#### 第11条（会員カード）

第1項 会員カードには、会員である個人の氏名もしくは会員である法人から指名された個人（指名会員）の氏名またはそれらの配偶者の氏名を必ず記載することとし、その会員カードに記名された会員のみがクラブを使用できるものとします。

第2項 会員が会員カードを紛失した場合は、一般規定に定める手続きにより再発行いたします。

第3項 会員および配偶者がクラブを利用する場合は、会員カードを常に携帯し、クラブのスタッフからの要請があれば速やかに提示しなければなりません。

第4項 会員および配偶者は、第三者に会員カードを貸与することはできません。万が一、会員カードの貸与・盗難その他理由の如何を問わず第三者が会員カードによりクラブを利用した場合には、当該会員が、その利用代金の支払いを含むすべての責任を負うものとします。

第5項 会員は、次の場合は会員カードをクラブに返却しなければなりません。

- (1) 退会または休会を申請する場合
- (2) 会員である法人が別の個人を指名する場合
- (3) 会員権の譲渡を申請する場合
- (4) 上記以外で、クラブが会員カードの返却を求めた場合

第6項 会員カード、会員の地位および会員としての権利は、第三者に譲渡、貸与、使用許諾等できず、また、質入れその他担保にすることはできません。

#### 第12条（ゲスト）

会員およびその配偶者はゲストをクラブ施設に同伴することができます。その場合、ゲストもクラブ規則および諸規定に従ってクラブ施設を利用

していただきます。また、会員およびその配偶者はそのゲストのクラブ施設内での行為ならびにクラブに対するすべての行為、発生した支払いについて、連帯して責任を負うこととします。

#### 第13条（指名会員の変更）

第1項 法人会員は、一般規定に定める承認手続きを経てクラブに一定の指名変更手数料を支払うことにより、いつでも指名する個人を変更することができます。

第2項 法人会員の指名した個人が、入会審査委員会で承認されなかった場合は、その法人は新たに指名を行うことができます。

第3項 法人会員は自己の指名会員とその配偶者の一切の行為に連帯して責任を負うものとし、指名会員が法人会員に属さなくなったときでも、指名を解除しない間は同様とします。また、法人が上記の指名変更の手續中に発生する年会費の支払いを含む一切の会員としての責務は、当該法人が自己の責任のもとにその責務を履行する義務を負います。

第4項 指名会員が、クラブ規則または諸規定に基づき、会員資格停止または除名処分を受けた場合、法人会員は、本条第1項に基づき、指名する個人を変更することができます。

#### 第5章 会員のクラブに対する債務

##### 第14条（年会費）

第1項 クラブ経営者は、年会費の額ならびにその支払い方法、時期を決定し、または変更できるものとします。またその場合の会員に対する通知はクラブの定める方法によります。

第2項 会員は、クラブ経営者が定める年会費を、一般規定に従い一括前払いにて支払う義務を負います。

第3項 法人会員は、その法人が指名した個人がクラブによって承認されなかった場合でも、また、何らかの理由で指名会員が空席の状態であった場合でも、クラブ経営者が定める年会費を一般規定に従い一括前払いにて支払う義務を負います。また指名会員が法人会員に属さなくなった場合も同様とします。

第4項 年会費の支払債務は、入会預託金返還債務またはその他のクラブ経営者もしくはクラブが会員に対して負担する債務と相殺することはできません。

第5項 年会費は会員資格停止の期間中も減免されないものとします。

第6項 納付された年会費は、いかなる場合も一切返還されません。

##### 第15条（利用料金の支払い）

第1項 クラブ内での利用料金は、毎月月末に集計計算のうえ請求されるものとし、支払い請求を受けた会員は請求日から30日以内にその支払いをしなければなりません。尚、クラブの判断により、請求書での支払いをお断りさせていただく場合があります。その場合、会員は現金またはクラブの指定するクレジットカードにより支払いをするものとし、

第2項 利用料金の集計は、会員またはその配偶者もしくはゲストがクラブ施設利用時にサインした伝票を証票とします。毎利用時の伝票の明細の確認と伝票へのサインは、その会員または配偶者の義務とします。

第3項 請求書による支払いが期限を過ぎ、なお滞っている場合は、クラブはクラブ規則または諸規定に従い会員に対して催促またはクラブ資格停止処分もしくはクラブ除名処分などの決定をする権利を有します。

第4項 利用料金の支払いは、現金またはクラブの指定するクレジットカードにより行うこともできることとします。

##### 第16条（クラブ規則および諸規定違反により生じる債務）

会員は、会員（法人会員の場合は指名会員）本人、その配偶者もしくはゲストが、クラブ規則または諸規定に違反したことによって、またはこれに関連して、他会員、クラブ、クラブスタッフもしくはこれらの関係者に対して損失、損害、費用または経費（以下「損害等」といいます。）を生ぜしめた場合、補償および賠償の義務を負います。クラブ経営者は、自らまたはマネージャーの名において、当該会員に対して、損害等の補償および賠償を請求でき、その場合、当該会員はその損害等を全額直ちに支払わなければなりません。

## 第6章 クラブの会員に対する債務

### 第17条（入会預託金の返還）

第1項 会員の退会をクラブが承認した場合、クラブ経営者はその会員が支払った入会預託金を、一般規定に基づき返還いたします。

第2項 会員（法人会員を除きます。）の死亡などにより相続人または相続財産管理人が入会預託金の返還請求をする場合は、その相続人または財産相続管理人が法的資格要件を満たすものであることを確認の上、クラブ経営者は一般規定に定める手続きに従って返還いたします。

第3項 クラブ経営者は、会員に対し何らかの事由によりクラブの施設を提供できないことを通知したとき（ただし、工事などによる一時的な場合を除きます。）は、クラブ経営者の定める日に、会員に入会預託金を返還するものとします。この入会預託金の返還時、または第5項により会員が返還を受けることができない場合は上記クラブ経営者の定める日に、クラブに対する当該会員のすべての権利は消滅します。

第4項 本条に従い返還されるべき入会預託金の額は、預託金預り書（会員登録証）に記載された入会預託金額とします。

第5項 会員は、クラブ経営者またはクラブに対するすべての支払い義務の履行および他の債務の履行が完了しなければ、本条に基づく入会預託金の返還を受けることができません。

第6項 本条に掲げる入会預託金の返還請求権は、クラブの書面による事前の承諾なく譲渡、質入、その他の担保に供したり、処分することができないものとします。

## 第7章 会員権の譲渡および継承

### 第18条（譲渡）

第1項 個人会員および法人会員の会員権は、一般規定に定める所定の手続きに従い、一定の譲渡手数料をクラブに支払うことにより譲渡することができます。ただし譲受人が本会則に定める会員の資格要件を満たし、一般規定に定められた手続きにより審査委員会ならびに理事会に入会を承認されることが条件となります。

第2項 会員権が譲渡された場合は、入会預託金の返還請求権もともに譲受人に譲渡されたものとみなします。

第3項 会員は、クラブの利用料や年会費など、クラブ経営者およびクラブに対する全ての債務の履行が完了するまでは、その会員権の譲渡の効力は生じません。

第4項 クラブは、いかなる場合も、会員権の譲渡に関して斡旋ならびに紹介はいたしません。

第5項 会員権の取引に関する譲渡人と譲受人の間でのやり取り、契約、条件等について、クラブは一切関知しません。

第6項 会員は、インターネットオークションその他これに類似する方法により会員権を譲渡することは一切できません。

### 第19条（個人会員資格および終身会員資格の継承）

会員（法人会員を除きます。）が死亡した場合は当然に退会するものとし、その会員権の継承については、これを一切認めません。

## 第8章 諸手続

### 第20条（退会）

第1項 会員は、一般規定に従い、退会希望日の30日前までに通知することにより、いつでも退会申請ができます。クラブは、会員が年会費その他クラブ経営者またはクラブに対する全ての債務の履行を完了し、預託金預り書（会員登録証）の返還をしたことを確認した時点で退会申請を受理し、当該受理日をもってその会員が退会した日付として処理いたします。

第2項 前項の他、以下のいずれかに該当する場合は、該当する会員は当然に退会するものとし、配偶者の施設利用権も当然に消滅することとします。

(1) 会員（法人会員を除きます。）が死亡した場合または法人会員が解散した場合

(2) クラブが閉鎖となった場合

第3項 会員は、クラブを退会したときは、会員としての一切の権利を

失い、クラブの利用はできなくなります。

### 第21条（休会）

第1項 会員は、健康上の理由や海外駐在など正当な理由がある場合、一般規定に定める手続きに従い休会申請を行い、クラブの承認を得た上で、休会費をクラブに支払うことにより最長2年間休会することができます。

第2項 休会期間中の年会費の支払いは免除されます。ただし、既にクラブに対して支払った年会費の払い戻しまたは休会費への充当は認められません。

第3項 休会期間中は会員としての一切の権利を失い、クラブの利用は認められません。

第4項 休会ができるのは、特別な事由のある場合を除き、クラブ在籍期間中1回限りといたします。

## 第9章 会員の戒告、資格停止および除名処分

### 第22条（戒告および会員資格停止処分）

第1項 クラブ経営者は、会員または指名会員もしくはこれらの者の配偶者またはゲストが以下のいずれかに該当する場合は、その裁量により、戒告または期限を定めることなく、その会員の会員資格を停止することができます。

- (1) クラブ規則もしくは諸規定に違反した場合またはその疑いがある場合
- (2) 犯罪行為、反社会的行為、粗暴行為その他社会的非難に値する行為を行った場合
- (3) 前号の行為の嫌疑を受け、社会的信用を失った場合
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分又は租税滞納処分を受けた場合
- (5) 破産もしくは民事再生手続または会社更生手続の申立て、もしくは手形不渡り等により経済的信用を失った場合
- (6) クラブ、クラブスタッフ、他の会員またはその配偶者もしくはこれらの者の関係者に迷惑をかけた場合、またはこれらの者の名誉または信用を傷つけた場合
- (7) クラブまたはその施設もしくはクラブと他会員との間の風紀、秩序を乱した場合
- (8) 住所変更や連絡先変更の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって会員の所在が不明になった場合、または6ヶ月以上にわたって連絡が取れない場合
- (9) 前各号の他、会員としての品位を損なうと認められる行為があった等、入会基準を満たさなくなったとクラブが判断した場合

第2項 クラブは前項の場合、クラブが適当と判断する方法により、会員資格停止通知を送ることにより、当該会員の会員資格を停止することができるものとします。当該会員資格の停止は、当該通知が発信された時点で効力を生じるものとします。会員は、会員資格停止期間中は、クラブの利用は一切できません。

第3項 クラブ経営者は、その裁量により、その会員資格停止処分を解除することができます。その場合クラブは、クラブが適当と判断する方法により、当該会員宛てに会員資格停止処分の解除の通知を行うこととします。

第4項 会員資格停止処分となった会員は、会員権を譲渡その他の方法で処分することはできません。

第5項 指名会員に対する戒告および会員資格停止処分は、本条の規定に準ずるものとします。

### 第23条（会員の除名処分）

第1項 クラブ経営者は、会員または指名会員もしくはこれらの者の配偶者またはゲストが以下のいずれかに該当すると判断する場合は、その裁量により、何ら理由を示すことなく、当該会員をクラブから除名することができます。

- (1) クラブ会則もしくは諸規定に違反した場合またはその疑いがある場合
- (2) 犯罪行為、反社会的行為、粗暴行為その他社会的非難に値する行為を行った場合
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分又は租税滞納処分を受けた場合



- (4) 破産手続、民事再生手続または会社更生手続の申立てをなし、または第三者からこれらの申立てがなされた場合、もしくは手形不渡り等により経済的信用を失った場合
- (5) クラブ、クラブスタッフ、他の会員またはその配偶者もしくはこれらの者の関係者に多大な迷惑をかけた場合、またはこれらの者の名誉または信用を著しく傷つけた場合
- (6) クラブまたはその施設もしくはクラブと他会員との間の風紀、秩序を著しく乱した場合
- (7) 住所変更や連絡先変更の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって会員の所在が不明になった場合、または1年以上にわたって連絡が取れない場合
- (8) 第8条2項に定める反社会的勢力等であることが判明した場合
- (9) 資格停止期間が累計で1年以上経過した場合
- (10) 前各号の他、会員としての品位を著しく損なうと認められる行為があった等、入会基準を満たさなくなったとクラブが判断した場合

第2項 クラブは前項の場合、クラブが適当と判断する方法により除名通知書を送ることにより、当該会員を除名することができるものとします。当該会員の除名は、当該通知が発信された時点で効力を生じるものとします。

第3項 クラブから除名された会員は、クラブを利用する権利を直ちに喪失し、以降は会員としてのいかなる権利、特典も失います。除名された会員に関する入会預託金の返還は、クラブ規則に定めた入会預託金の返還に関する条件および方法の規定に従います。

第4項 法人会員は、その指名会員が第1項により除名された場合でも、直ちに法人会員としての資格を失うものではありません。ただし、クラブ経営者がその指名会員とともに法人会員を除名した場合、または法人もしくはその代表者が上記の事由に該当する場合は、その限りではありません。

## 第10章 理事会および委員会

### 第24条 (理事会)

- 第1項 クラブは、適宜相当数の理事を任命することができます。
- 第2項 理事は、クラブから何らの報酬を受けず、また、理事であることによってクラブの運営、資産、財務に何ら義務、責任を負うものではありません。
- 第3項 理事は、クラブの健全な発展を自己の責任と理解し、その源泉となるクラブにふさわしい新会員の招聘活動に積極的に参加するものとします。
- 第4項 各理事の任期は2年としますが、クラブが別段の定めをしない限り、または本人の辞任の意思表示がなされない限り、クラブは原則としてその理事を再任します。クラブは、適宜必要に応じて理事会を催します。
- 第5項 理事会は、マネージャーに対し、クラブの運営に関するすべての事項およびマネージャーがその時々に掲げる案件に関し、助言をするものとします。
- 第6項 マネージャーは、いつでも理事会を招集し、理事会に対しクラブに関する適当と思われる情報を報告書として提出することができます。
- 第7項 理事は、以下に該当する場合は、理事でなくなるものとします。
  - (1) 精神または身体の疾患により理事として義務を履行することができなくなった場合
  - (2) 破産手続または民事再生手続の申立てをなし、または第三者からこれらの申立てがなされた場合
  - (3) クラブに対して、書面で理事を辞任する旨の意思表示をした場合
- 第8項 各理事は、理事としてマネージャーから提出されたすべてのクラブの情報ならびに報告書に関して第三者ならびに他のクラブ会員に対し守秘義務を負います。ただし、マネージャーがクラブの振興を目的としてクラブ会員に開示した内容に関しては除きます。

### 第25条 (委員会)

- 第1項 クラブは、クラブの活動運営ならびにクラブに関するすべての事項を企画、検討、審査するために、適宜委員会を設けることができます。
- 第2項 クラブは、適宜、各委員会を構成する委員を任命することができます。各委員会の委員は、委員としてマネージャーから提出されたす

べてのクラブの情報ならびに報告書に関して第三者ならびに他のクラブ会員に対し守秘義務を負います。ただし、マネージャーがクラブの振興を目的としてクラブ会員に開示した内容に関しては除きます。

### 第26条 (理事ならびに委員会の権限)

理事会および委員会によってなされたすべての助言、推薦および決定は助言的な性格しか有さず、クラブ経営者およびマネージャーを拘束するものではありません。

## 第11章 雑則

### 第27条 (クラブ経営者、マネージャー、委員会および理事会の責任)

会員、それらの配偶者、およびゲストその他一切の者は、自己の危険においてクラブの施設に入り、クラブを利用するものとして、クラブ施設内に滞在している間、またはクラブ外においてクラブ主催の活動に参加している間、その身体や持参した財産にいかなる損害が生じようとも、かかる損害がクラブの責に帰すべき事由による場合を除き、クラブ経営者、マネージャー、理事会および理事、各委員会および委員は、その損害に関し、契約、不法行為、不当利得、法令上の義務その他の請求原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

### 第28条 (マネージャー)

マネージャーは、クラブ会則および諸規定に定める事項を執行する総責任者となります。

### 第29条 (会員同士ならびに会員とクラブとのビジネス・リレーション)

クラブは、理事、委員を含むすべての会員またはその配偶者、ゲストによる、一個人の営利を目的とした行為、ならびにそのための他の会員の紹介や会員の情報の提供を一切認めていません。また、その様な行為を会員がクラブまたはクラブスタッフに要望することもできません。クラブが主催し執り行うすべての活動は、会員相互の親睦またはクラブを通しての会員相互の利益になることを目的といたします。

### 第30条 (通知)

- 第1項 会員は、すべての通知、請求書その他の連絡が送付される住所、電話番号、メールアドレスその他の連絡先をクラブに登録し、登録した連絡先の変更等がある場合は一般規定に従って直ちにクラブに通知し、変更を届け出るものとします。
- 第2項 会員に送られるすべての通知および請求書その他の文書は、登録された連絡先に適宜の方法で送付、送信等されるものとします。ただし、通知に関しては、クラブは、クラブが開設するホームページ上において通知すべき内容を掲載することにより、これを代えることができるものとします。

### 第31条 (解釈および紛争)

クラブ規則および諸規定、ならびにクラブに関する事項についての解釈は、クラブ経営者によって決定され、その決定は最終的なものであり、会員その他関係する全当事者を拘束するものとします。また、クラブ規則および諸規定、ならびにクラブに関する事項に関する一切の紛争は、双方が信義に従い誠実かつ円満に協議して解決するものとします。ただし、当該協議によっても解決しない場合、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第32条 (営業時間)

クラブの営業時間は、その裁量に基づき変更できるものとし、変更のある場合は、クラブより通知いたします。

### 第32条 (プライバシーポリシー)

会員の個人情報は、プライバシーポリシー細則に基づいて管理等するものとします。

発効日 1998年4月1日

改正日 2013年4月1日

改正日 2025年3月1日